

出産祝金贈呈事業

4月1日から出産祝金贈呈事業が始まります。
子どもの誕生を祝福し、
て、健やかな発育を願い、
出産祝金を贈呈します。



■対象となる方

平成29年4月1日以降に出生した子ども（出生後最初に本町の住民基本台帳に記録された子どもに限る。）の保護者のうち、当該子の出生時において本町の住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

■出産祝金の額

同一夫婦間の子どもで生まれた順に第1子、第2子と数えます。

祝金の半額は、本町の商品券となります。

第1子	30,000円
第2子	50,000円
第3子	70,000円
第4子以降	100,000円

■申請手続

役場町民課、各支所で申請することができます。

要件に該当する場合には、出生日から6カ月以内に申請してください。

■必要なもの

印鑑、通帳、本町に本籍がない方は戸籍謄本（出生した子どもが記載されているもの）

問合せ／戸籍年金担当（内線1222・1225）

国保だより

第89号
今回は広報で

国保に加入するとき・やめるときは必ず届出をしてくださ

次に該当される方は、届出が必要です。また、届出には「マイナンバー」が必要です。

国保に入るとき

- 他の市町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 退職などで職場の健康保険等をやめたとき
- 国保に加入されている方の子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

- 他の市区町村へ転出したとき
※学生は申請により特例が認められています。
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 生活保護を受けるとき
- 死亡したとき
- 一定の障害があると認定された65歳以上の方が後期高齢者医療制度に加入したとき

保険証は1人に1枚です

本町から転出された場合は、学生の特例を除き、別海町国保の保険証は使えません。
また、職場等から保険証が交付された場合も国保の保険証は使えません。
誤って使用した場合は、国保が負担した医療費を返還していただくことになります。



問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

平成29年度のし尿と家庭廃水のくみ取りが始まります。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに町民課、各支所、各連絡事務所または渡邊清掃株式会社までお申込みください。申込みについては、「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にしてください。予定表は、町民課、各支所、各連絡事務所で配布しています。

なお、5月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。まだ申込みをされていない方は、**4月20日**までにお申込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意願います。

■渡邊清掃株式会社 TEL75-2861 フリーダイヤル 0120-57-9310※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



後期高齢者医療制度 のお知らせ

制度の見直しについて

均等割 2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。



【平成28年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成29年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円) ×世帯の被保険者数	5割軽減
33万円+ (49万円) ×世帯の被保険者数	2割軽減

所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が 58万円以下の方	5割軽減

【平成29年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が 58万円以下の方	2割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成28年度】

区 分	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	9割軽減

【平成29年度から】

区 分	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	7割軽減

所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

◆保険料の計算方法（平成29年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均 等 割
【1人当たりの額】
49,809円

+

所 得 割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成28年中の所得－33万円)×10.51%

=

1年間の保険料
【**限度額57万円**】
(100円未満切り捨て)

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成29年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

高額療養費の自己負担限度額が見直しされます

高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月から次のとおり見直しされます。

区 分		1カ月の自己負担限度額（※1）	
		平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み 所得者	外 来 〔個人単位〕	44,400円	57,600円
	外来+入院 〔世帯単位〕	(医療費総額－267,000円) ×0.01+80,100円（※2）	(医療費総額－267,000円) ×0.01+80,100円（※2）
一 般	外 来 〔個人単位〕	12,000円	14,000円 （※3）
	外来+入院 〔世帯単位〕	44,400円	57,600円 （※4）
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	外 来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	24,600円
	区分Ⅰ	外 来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。

※2 多数該当（過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は44,400円です。

※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。



入院時生活療養標準負担額（居住費）の金額が見直しされます

療養病床に入院したときの居住費が、平成29年10月から見直しされます。

【平成29年9月まで】

区 分	入院時 生活療養費
以下のいずれにも 該当しない方	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

【平成29年10月から】

区 分	入院時 生活療養費
以下のいずれにも 該当しない方	1日につき370円
厚生労働大臣の定める者 (指定難病患者を除く)	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
TEL 75-2111 (内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601